

福知山市
エネルギー・環境基本計画中間見直しに向けた
事前調査・検証業務

仕様書

令和8年度

産業部エネルギー・環境戦略課

エネルギー・環境基本計画中間見直し業務 仕様書

1. 業務の名称

エネルギー・環境基本計画中間見直しに向けた事前調査・検証業務

2. 業務の目的

本市における環境の保全及び共生に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために、福知山市総合計画や持続可能な開発目標（SDG s）、国の第 5 次環境基本計画等の方針を踏まえ、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含する「エネルギー・環境基本計画」を 2023 年に策定した。この計画は 2027 年度を持って 5 年が経過するため、実態を踏まえより現実的で地域の発展に貢献する計画に見直しを行う予定である。その中間見直しに向け、現時点における計画の進捗状況を調査し、計画内容の見直しと下半期で重点的に取り組む指針を示すべく現状分析を行い、中間見直し計画の素案を作成する。

3. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 16 日まで

4. 履行場所

福知山市 内記 地内

5. 業務内容

(1) エネルギー・環境基本計画中間見直しに係る基礎調査及び見直し指針の検証、見直し案の検討

ア 計画の進捗状況の把握

本市の計画に掲げる指標の進捗状況を調査しデータで整理する。

【指標の例】

- ① 温室効果ガス排出量
- ② 再生可能エネルギー活用量
- ③ 地域産再生可能エネルギー活用量
- ④ 再エネ設備導入量（太陽光発電設備やバイオマスボイラーなど ※非 FIT 電源含む）
- ⑤ EV 及び EV 充電器の普及率

調査対象とする指標は別途協議の上決定する。

イ 中間見直しに向けた指針と指標の最適化の検討

アで調査した結果を踏まえ、計画を推進する上で重点的に取り組みを精査し中間見直しの指針を検討する。同時に、現在、福知山市が取り組んでいる脱炭素まちづくりを適切に評価するための指標を再検討し、評価指標の最適化を図る。

ウ 中間見直し（素案）の検討

計画に反映すべき内容（修正点、成果指標の捕捉方法や新しい取組の追加）を整理し、中間見直し案を検討する。

エ 市民・事業者意見の収集

脱炭素社会への推移に伴い、市民や事業者が社会から求められる内容をアンケート等で調査し、幸福度の向上に繋がる具体的な取組を見出す。

＜調査対象及び業務実施者＞

本市にて無作為に抽出した市民及び事業所を対象とし、市民 3,000 名、事業所 150 社に発送する。

（有効回答目標数 市民 800 人 事業所 100 社※長田野工業団地含む）

業務内容	実施者
対象者の抽出	発注者（福知山市）
アンケート調査票の作成及び印刷	受注者
発信用封筒及び返信用封筒の作成及び印刷	受注者
宛名シールの作成	発注者（福知山市）
宛名シールの貼付	受注者
アンケート調査票等の封入、封緘及び発送	受注者
アンケート結果の集計、分析及び評価	受注者

なお、郵送用の封筒のみ発注者にて用意し、郵送料は受注者の負担とする。

オ 中間見直しに関する指針について環境審議会で審議

中間見直し案を審議する福知山市環境審議会に出席し、議事録を作成する。議事録を基に市と協議し、審議の内容を計画素案に反映する。

なお、環境審議会の開催日程については、市と協議のもと決定することとする。

カ 本計画に掲げる指標の進捗状況調査報告書の作成

実施した調査の結果を報告書として取りまとめる。

キ 見直し内容の検討

基礎調査の結果を基に、計画の見直し指針を取りまとめる。

ク 見直し素案の作成

上記の検討結果を踏まえ、環境基本計画見直し素案の作成を行う。

ケ 打ち合わせ・協議

発注者との打ち合わせ・協議は、随時実施するものとする。なお、業務の実施に際し、市と十分な連絡をとることとし、協議毎に協議簿を作成するものとする。

（2）その他本市エネルギー関連施策に係るアドバイザー

ア 福知山市エネルギー関連施策に関する相談についてのアドバイス・支援

イ 打ち合わせ・協議

発注者との打ち合わせ・協議は、随時実施するものとする。なお、業務の実施に際し、市と十分な連絡をとることとし、協議毎に協議簿を作成するものとする。

6. 成果品

(1) 福知山市エネルギー・環境基本計画中間見直しに係る基礎調査

ア 本計画に掲げる指標の進捗状況調査報告書：1部

イ 市民・事業者アンケート結果集計：1部

ウ 福知山市エネルギー・環境基本計画中間見直し素案：1部

エ 協議簿：1部

オ ア・イ・ウ・エの電子データ

(2) その他本市エネルギー関連施策に係るアドバイザー支援

ア 協議簿：1部

イ アの電子データ

※格納する電子データは、Microsoft Office ファイルとする。

※成果品となるデータを納品する際には、ウイルスチェック等必要なセキュリティ対策を実施した上で納品すること。

7. 業務実施に係る条件

(1) 本業務について、その一部を第三者に委託することを認めるものとするが、業務全てを一括して第三者に委託することは認めない。

(2) 本業務の実施にあたって要する費用は、全て受注者の負担とする。

(3) 受注者は、業務開始にあたり、作業の詳細な実施内容や作業の進め方・方法、責任の考え方、役割分担、達成目標等を本市に提案し、本市と協議の上、決定した内容を「業務実施計画書」としてまとめ、本市に提出することとする。

(4) 受注者は、業務の進捗及び品質を確保するため、適切なプロジェクト管理を行い、効率的な業務の実施に努めることとする。

(5) 必要に応じ会議を開催し、受注者は、業務の進捗状況等について本市と協議を行うこととする。また、協議終了後は、協議簿を作成し、本市の承認を得ることとする。

8. 提出物

(1) 契約締結後

項番	成果品	納品期限
1	着手届	契約締結後 10 日以内
2	業務実施計画書	契約締結後 10 日以内
3	その他本市との協議により決定した書類	協議の上決定

(2) 業務完了時

項番	成果品	納品期限
1	業務完了届	履行期間内
2	成果品一式	履行期間内
3	その他本市との協議により決定した書類	履行期間内

9. 委託料の支払方法

本業務に係る委託料の支払方法は、業務完了時の提出物を納品後 10 日以内に実施する検査に合格後、受注者は委託料を発注者に請求し、適正な請求書を受けた日から 30 日以内に受注者に支払うこととする。

10. 機密・個人情報保護・セキュリティ・知的財産権

- (1) 本業務の履行過程で生じた成果品の著作権は、本市に帰属するものとする。また、その権利行使については、相手方の同意及び対価の支払を要しないものとする。
- (2) 納品される提出物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、本市が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこととする。

この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に委託者の承諾を得ることとし、また、本市は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る利権侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら本市の責に帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理することとする。

- (3) 受注者は、本業務の成果品（業務の過程で得られた記録等を含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4) 受注者は、本業務の履行のために本市が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。
- (5) 受注者は、本業務の履行において取り扱う情報及び情報資産について、福知山市情報セキュリティポリシーに基づいて取り扱うこととする。
- (6) 受注者は、個人情報等の取扱いについて、個人情報等の保護の重要性を十分に認識し、業務に関わらず個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

11. その他

- (1) 常に専門アドバイザーとしての中立性を堅持するように努めなければならない。
- (2) 本仕様にて定めのない事項または疑義を生じた事項については、本市と受注者が協議して定めるものとする。

以上